

# 「五島市立学校の部活動方針」



平成 31年2月15日

五島市教育委員会

# 目 次

■はじめに	・・・	1
1 本方針策定の趣旨等	・・・	3
2 適切な運営のための体制整備	・・・	4
(1) 部活動の方針の策定等		
(2) 指導・運営に係る体制の構築		
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	・・・	5
(1) 適切な指導の実施		
(2) 部活動用指導手引の普及・活用		
4 適切な休養日及び活動時間等の設定	・・・	8
(1) 休養日		
(2) 活動時間		
(3) 支援・指導、実施の徹底等		
5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	・・・	10
(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置		
(2) 地域との連携等		
6 学校単位で参加する大会等の見直し	・・・	11
■終わりに	・・・	12

## ■はじめに

### 〔部活動の意義〕

- 部活動は、学校教育の一環として行われるものであり、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は高い。一方、こうした教育的意義は部活動の充実の中のみで図られるのではなく、教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。一部には、長時間の活動を行ってきた状況もあり、生徒の生活全体を見渡して学校教育の一環として教育課程との関連が図れるように留意することや、生徒の自主的、自発的な参加となるよう生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

### 〔運動部活動の特色〕

- 運動部活動は、学校教育活動の一環として行われ、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な教育活動である。

### 〔文化部活動の特色〕

- 文化部活動は、分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方など極めて多様である。例えば生徒のニーズを見ても、自らの目標を達成する活動として積極的に関わったり、友人とのコミュニケーションや自己肯定感を高める居場所として大切にしたりしている生徒がいる。中には部活動をきっかけに将来にわたり芸術文化等に積極的に取り組む者もいる。

〔部活動の指導の在り方について〕

- 近年、少子化による部員数の減少、専門的な指導力をもった指導者の減少、生徒のニーズや保護者の要望への対応など新たな課題も出てきている。また指導者は、肉体的・精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別し、幅広い知識や技能を継続的に習得して指導力を向上させていくことが求められている。

〔市部活動方針策定の考え方〕

- 国が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「国のガイドライン」という。）及び県が示した「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」を受け、「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」、「スポーツ障害の予防」等の観点から、学校全体で運営の在り方や指導方針を検討する必要がある。

文化部活動については、文化部活動の特性を踏まえつつ、国・県の運動部活動ガイドラインに準じた取扱いを行う必要がある。

そこで、五島市では、運動部と文化部を一体的に取り扱った「五島市立学校の部活動方針」を策定する。

- このようなことから、市教育委員会では、持続可能な部活動が生徒の発達段階に応じて適切に実施されるよう、「五島市立学校の部活動方針」として本方針を策定した。

## 1 本方針策定の趣旨等

(1) 本方針は、中学校の部活動を対象とし、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、本市の地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

ア 「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や、生徒の発育・発達の過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目、文化及び科学等の特性を踏まえつつ、部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。

イ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツや文化及び科学等を楽しむことで活動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようになること。

ウ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

エ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

(2) 学校は、本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組むこと。

(3) 市教育委員会は、学校に対して、本方針に基づく部活動改革の取組状況について、指導・助言を行う。また、運用していく中で、方針と実情がそぐわない場合、市教育委員会は、「五島市立学校の部活動方針」の改正を行うこと。それを受けて、校長は、「学校の部活動に係る活動方針」を改正すること。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

ア 市教育委員会は、「五島市立学校の部活動方針」を五島市ホームページ等により公表すること。

イ 市教育委員会は、上記アに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

ウ 校長は、「五島市立学校の部活動方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定すること。

各部の責任者（以下「部顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出すること。

エ 校長は、上記ウの活動方針及び活動計画等を、学校の実情に合わせて公表すること。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置すること。

イ 市教育委員会・校長は、外部指導者及び部活動指導員の任用・配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において指導・助言等を行う。

ウ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図ること。

その際、学校全体でスポーツ医・科学的な根拠、文化部活動の多様性に基づく指導方針に則って部活動運営が行えるよう、部活動に関する研修を学校代表者が受講して校内で情報を共有するなど、部顧問が適切な部活動運営に関する知識や方法の習得ができるよう配慮すること。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行うこと。

オ 市教育委員会は、部顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための指導・助言等を行う。

### 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

#### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問・指導者は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底すること。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長及び文化部顧問・指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の

心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長及び部顧問・指導者は、気象庁の高温注意情報が発せられるなど生徒の熱中症事故防止等に特段の配慮が必要な場合は、学校に設置してある熱中症計を活用して状況を把握し、躊躇せず活動内容の変更、活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止とするなど、万全の対策を行うこと。

エ 市教育委員会及び校長は、高温や多湿時において、主催する大会が予定されている場合については、大会の延期や見直し等、柔軟な対応を行う。また、主催する広域的な大会等でやむを得ない事情により開催する場合には、関係団体と連携し、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。なお、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

オ 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。これに加えて、運動部及び文化部の顧問・指導者は、下記のようなことに留意すること。

①運動部顧問・指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることやウォームアップやクールダウンを確実に行うこと、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。加えて、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等



により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

- ②文化部顧問・指導者は、休養を適切に取ることが必要であること、また、その活動内容に即しながら過度の練習が様々なリスクを高めること等を正しく理解するとともに、生徒が生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上やそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

## **(2) 部活動用指導手引の普及・活用**

部顧問・指導者は、部活動用指導手引の普及・活用に努めること。

- ①部顧問・指導者は、中央団体が作成・公開する「指導の手引」を活用すること。また、運動部顧問・指導者は平成26年1月に県教育委員会が作成した「運動部活動指導の手引」を活用し、3(1)に基づく指導を行うこと。
- ②部顧問・指導者は、上記の指導手引を活用して合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

## 4 適切な休養日及び活動時間等の設定

<sup>1</sup>部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点、文化・科学等の特性からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

### (1) 休養日

ア 中学校においては、学期中は、週当たり2日以上休養日を設定すること。その場合、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上とし、家庭の日（毎月第3日曜日）は部活動を実施しない日（<sup>2</sup>ノ一部活動デー）と位置付けること。その際、週末や家庭の日に大会参加等で活動した部は、翌月曜日や連休最終日を休養日とするなど、休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を設定すること。

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設定すること。

### (2) 活動時間

ア 中学校においては、1日の活動時間を、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。

ただし、その際は、生徒が怪我、バーンアウトすることがないようにし、短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう計画を立てること。

イ 学校や地域、部の実情、大会参加等によって活動時間が長くなるような場

<sup>1</sup> 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

（平成29年12月18日 運動部活動指導の在り方に関する総合的なガイドライン 第5回作成検討会議 参考資料1参照）

<sup>2</sup> ノ一部活動デーとは、学校で「全ての部活動が一斉に活動しない日」、休養日とは、各部が「活動をしない日」として設定した日をいう。

合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しないよう見通しを持って活動計画を立て、生徒が休養を十分にとることができるようにすること。

### (3) 支援・指導、実施の徹底等

ア 市教育委員会は、休養日及び活動時間等について、学校に適宜、支援及び指導・是正を行うこと。

イ 校長は、2(1)イに掲げる「五島市立学校の部活動方針」の策定に当たっては、学校の設置者が策定した方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表すること。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底すること。

ウ なお、休養日及び活動時間等の設定については、生徒の部活動に対する意欲の向上にも配慮し、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間のほか、部共通、学校全体、市共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めるなど、メリハリを付けること。

## 5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 校長は、学校部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の部活動が、性別や障害のある生徒等も含めて生徒の多様で潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の設置を、学校や地域の実態に応じて検討する。

(合同部活動は、中体連、中文連の規定等に準ずること)

### (2) 地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立ち、学校と地域が連携・協働した形での環境整備を進める。

イ 市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・文化等に親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

ウ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化等の環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 市教育委員会は、公益財団法人日本中学校体育連盟や、中学校の文化部活動に関わる全国組織による各種大会参加等の在り方の見直しを受け、関係団体と連携し、単一の学校からの複数チームの参加、複数校合同チームの大会等への参加、学校と連携した地域の参加などの参加資格の在り方、また、参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から、あるいは持続可能な活動や大会等の在り方、学校職員以外の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを検討する。

イ 市教育委員会は、関係団体と連携して、学校の部が参加する大会・試合等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

ウ 校長は、上記イの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査すること。

## ■終わりに

- 部活動の指導に当たっては、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別すること」について再認識し、本市において通知した『スポーツにおける体罰根絶宣言』について」（平成26年1月17日付け25教体第304号）の内容を遵守すること。文化部活動についても、上記の内容を踏まえて行うようにする。
- 市の体育協会及び文化協会、及びその他の団体においては、競技や分野の普及の観点からも、本方針を踏まえ、部活動や地域の活動が適切に行われるよう協力をお願いしたい。
- 本方針では、生徒の「スポーツ障害の予防」や「生涯にわたる豊かな生活の実現」を第一に目指し、スポーツ医・科学的な見地や文化部活動の特性を踏まえた観点から休養日や活動時間の基準を設定した。この基準を踏まえた活動は、生徒の発育・発達の過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上にも結びつき、本市の競技力向上や文化的関心の高まりにもつながるものと考えられる。市教育委員会は、各学校における部活動が、地域や学校の実情、競技特性等に応じた多様な形で最適な活動となるよう、本方針の着実な実施を図る。